

問い合わせ 市民課
(☎内線 1114)

「マイナンバーカード」 申告会場で申請の出張受け付けをします！

マイナンバーカードの申請を申告会場(14 ページ)で受け付けします。職員が写真撮影を行いますので、手数料はかかりません。この機会に、ぜひお申し込みください。

受付時間 午前9時～正午

持参する物

- ▶ **個人番号カード交付申請書**
(通知カードの下部)

※交付申請書がない人は、事前に市民課窓口へご連絡ください。

- ▶ **本人確認書類(運転免許証など)**

顔写真入りの公的な身分証明書(運転免許証など)の場合…1点

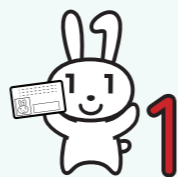
顔写真のない身分証明書(保険証、年金手帳など)の場合…2点



申請はスマートフォンでも

マイナンバーカードの申請は、スマートフォンで「個人番号カード交付申請書」の左下にある二次元コードを読み取ると申請画面へ移り、簡単な入力ですぐオンライン申請ができます。

申請後は、1カ月程度でマイナンバーカードができて上がります。市役所から交付案内が届きますので、市民課窓口でマイナンバーカードの受け取りをお願いします。



問い合わせ

- **確定申告などに関すること**
富岡税務署 (☎ 63-2235 ※自動音声案内)
- **e-Tax・作成コーナーの操作に関すること**
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(☎ 0570-01-5901、祝日を除く月～金曜日)

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わり、医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書提出が義務化

スマートフォンやパソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅などで確定申告書が作成・送信できます。「ID・パスワード方式の届出完了通知」を持っている人は、「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すれば「e-Tax」で申告することができますので、ご利用ください。

税金 確定申告に関するお知らせ

確定申告書の作成

記載内容の確認を求められることがあるため、領収書は5年間保存する必要があります。
※令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

源泉徴収票などの添付が不要に

平成31年4月1日以後の申告書提出の際には、源泉徴収票などの添付が不要になりました。

添付が不要になった主な書類

- ▽給与所得、退職所得および公的年金などの源泉徴収票
- ▽オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ▽配当などとみなす金額に関する支払通知書
- ▽上場株式配当などの支払通知書
- ▽特定口座年間取引報告書

※確定申告書には、源泉徴収票などの内容を記載する必要がありますので、確定申告書第二表などに必ず記載してください。

※市役所・税務署で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票などの添付が必要になります。

市・県民税の申告相談・受付を行います

申告で用意する物

- ① **印章(朱肉を使う物)**
- ② **令和元年中の所得の資料**
 - ▶ 給与収入や年金収入のある人は源泉徴収票
 - ▶ 報酬や利子・配当などの収入のある人は支払調書
 - ▶ 事業所得・不動産所得のある人は収入と必要経費の明細書(収支内訳書は、事前に作成しておいてください)
- ③ **令和元年中の控除の資料**
 - ▶ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書(通知書)
 - ▶ 国民年金保険料の領収書
 - ▶ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料の控除証明書
 - ▶ 医療費控除を受ける場合は、医療費の領収書(医療を受けた人ごとに金額を計算しておいてください)
※医療費通知(医療費のお知らせ)でも申告できます。
 - ▶ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など
- ④ **本人名義の預金通帳など(金融機関・口座番号の分かる物)**
- ⑤ **次のいずれか**
 - ▶ マイナンバーカード
 - ▶ 通知カード+運転免許証などの顔写真の入った身分証明書
 - ▶ マイナンバーの入った住民票写し+運転免許証などの顔写真の入った身分証明書
- ⑥ **税務署からの「確定申告のお知らせはがき」** ※届いている人のみ
- ⑦ **その他、申告で必要と思われる物**

2月17日(月)から3月16日(月)までの申告期間中は、市役所税務課窓口での申告相談・受付はできません。左記の物を用意して、直接、申告会場へお越しください。申告の日程などは下表のとおりです。

問い合わせ 税務課
(☎内線 1175・1176)

市・県民税の申告相談・受付日程表

時間 午前9時～午後4時(受付開始は午前8時30分)

期日	対象区域・対象者	申告会場
2月	17日(月) 1区・2区	市役所 (議会棟3階)
	18日(火) 3区・4区・七日市東区	
	19日(水) 7区・中央区・10区～12区・城町区・仲町区・17区・18区	
	20日(木) 19区・20区・曾木区・田篠区	
	21日(金) 君川区・星田区・25区・26区	
	25日(火) 宇田区・田島区	
3月	26日(水) 黒岩地区	高瀬公民館
	27日(木) 大島区・上高瀬区・横瀬区・桐瀬区・桐瀬東区	
	28日(金) 一ノ宮区・一ノ宮下区	額部公民館
	2日(月) 神成区・上小林区・宮崎区・神農原区	
	3日(火) 中高瀬区・下高瀬区・内匠区・長久保区・芝宮区	
	4日(水) 額部地区	小野公民館
	5日(木) 桑原区・小桑原区・相野田区・白岩区・後賀区・蕨区	
	6日(金) 上高尾区・下高尾区・藤木区	妙義 中央公民館
	9日(月) 白雲区	
	10日(火) 金洞区・金鶏区	
11日(水) 丹生地区		
12日(木) 本村区・新光寺区	妙義 中央公民館	
13日(金) 伏見区・高木区		
16日(月) 南蛇井上区・南蛇井中区・南蛇井下区・中沢区・蚊沼区		

◎対象日に都合のつかない人は、対象区域以外の申告会場でも申告できます。